



家計簿サービス  
・会計サービス

QRコード等を用いたキャッシュレス決済

## 前回報告書の提言

- 銀行が保有する預金口座等の情報へのアクセスが適切に確保される必要

### (利用者による入金フロー)

- 銀行口座からのチャージに不可欠な決済インフラの利用料金については、当事者間の交渉を通じて適切に設定されることが望ましい
- ノンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系APIを利用できる環境整備を進めることが、決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい
- 資金移動業者のアカウントへの賃金支払の解禁は、銀行とノンバンクのコード決済事業者間の競争条件のイコールフットイングの確保に好ましい影響が生じる

### (加盟店への出金フロー)

- 銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正が必要

### (全銀ネットにおける取組)

- 全銀システムの効率性確保のため、ガバナンスの強化・透明性の確保が必要
- 全銀システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討が行われることが望ましい

## 今回調査の結果

- 電子決済等代行業者による口座情報へのアクセス自体はおおむね確保されていることを確認

- NTTデータは、CAFIS利用料金を1件あたり最大3.15円から1円に引き下げた(2020年10月)

➔ 必ずしもCAFIS利用料金の値下げ分と同程度に接続料の値下げが行われていない

- 過半数の銀行は、既に更新系APIの整備を進めている

➔ 更新系APIの仕様が統一されていないこと等から、更新系APIによる接続は大きくは進んでいない

- 労働基準法施行規則改正により、資金移動業者のアカウントへの賃金支払が可能となった(2023年4月)

- 全銀ネットが銀行間手数料を廃止し内国為替制度運営費を創設したこと(2021年10月)で、ほとんどの銀行が振込手数料の値下げを行った

➔ 一部の銀行では過去からの慣習等の理由で振込手数料区分を維持している状況

- 全銀ネットにおいては、ガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保に積極的に取り組んでいると評価できる

- 全銀ネットは、全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大した(2022年10月)

- 資金移動業者のニーズを踏まえたAPIゲートウェイによる接続方式の開始を検討している

## 今後の課題

- 銀行は、利用者のニーズや、コスト負担等を踏まえつつ、必要に応じ、参照系API接続により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい

- 銀行は、業務の安定性や持続性が確保される範囲で、自行の参照系API接続料に係る標準料金体系を策定し、電子決済等代行業者から求めがあった場合には、適用する参照系API接続料の合理性について説明することが望ましい

- 今後、関係省庁においては、必要に応じて、継続的なモニタリングを通じて、不当に差別的な取扱いが行われていないことの検証を行うことが適当

- 銀行は、自行に生じるコストを接続料に反映させる場合、ノンバンクのコード決済事業者に対して接続料の根拠を説明することが望ましい

- 関係団体の取組等による更新系APIの仕様統一に向けた検討の場の設置、銀行自身が整備している更新系APIのラインナップの公開、各行における更新系API接続の担当部門の明確化等が行われることが望ましい

- 関係省庁においては、資金移動業者のアカウントへの賃金支払を希望する利用者のニーズを把握し、課題が生じた場合には、課題解決に向けた取組を進めることが適当

- 銀行は、銀行間手数料が適用されていた頃からの慣習に基づき合理的理由なく振込手数料の区分を維持している場合には、振込手数料を統一することで生じるシステム改修コスト、顧客への影響等を十分に勘案しつつ、現状の見直しの検討を行うべき

- 全銀ネットにおいては、銀行と資金移動業者間における競争条件のイコールフットイングの確保及び決済システムの安全性等を前提に、今後も必要に応じて、利便性の向上に資する運用方法等の見直しを行っていくことが望ましい

- 資金移動業者については、今後のAPIゲートウェイによる接続方式の開始も踏まえ、全銀システムへの参加に向けた検討が進むことが期待される

今後の取組

公正取引委員会は、更なるフォローアップを行い、競争政策上の観点から提言を行っていく

# フィンテックを活用したサービスに関する フォローアップ調査報告書



令和5年3月

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



## 調査趣旨・背景

- 銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、近年、フィンテック<sup>(※)</sup>企業の新規参入が進展→キャッシュレス分野における実態調査を実施し、2020年4月、「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」（家計簿サービス等報告書）及び「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」（コード決済報告書）を公表（両報告書を併せて「前回報告書」という。）。
- ※金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービスを指す
- 前回報告書公表以降、電子決済等代行業者の銀行へのアクセスや銀行間手数料に係る取引慣行等について、関係事業者等の取組により、利用者の利便性の向上等が図られたと考えられる。
- 今般、フィンテックを活用したサービス分野における競争環境を更に改善し、イノベーションの促進と利用者の利便性の更なる向上を図るため、フォローアップ調査を実施。

### 家計簿サービス等報告書

提言①：電子決済等代行業者による銀行へのアクセス確保

### コード決済報告書

提言②：リテール決済インフラの利用料金の設定・更新系APIの活用

提言③：銀行間手数料に係る取引慣行の見直し

提言④：全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保

提言⑤：資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討



## 調査期間・方法・対象

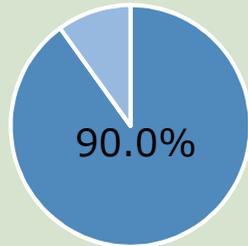
- ◆ 調査期間：2022年3月～2023年2月
- ◆ 書面調査（2022年5月実施）・ヒアリング調査

対象	書面調査
電子決済等代行業者	102社 (回答数50社)
資金移動業者	83社 (回答数46社)
銀行	134行 (回答数120行)

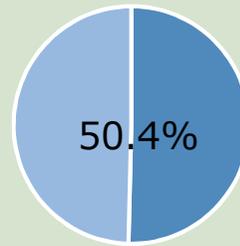
対象	ヒアリング調査
電子決済等代行業者	7社
資金移動業者	5社
銀行	12行
事業者団体等	4団体
リテール決済インフラ提供事業者	5社
有識者	3名
海外の関係当局、事業者団体	6機関

## 家計簿サービス等における取引の状況

口座情報参照契約の締結を希望し交渉した銀行のうち80%以上と契約締結できた電子決済等代行業者



10以上の電子決済等代行業者と口座情報参照契約締結済みの銀行 (2020年9月末時点)

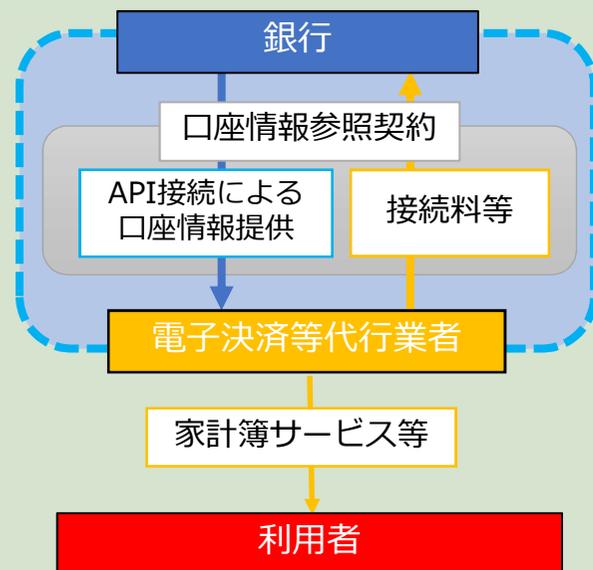


出典：金融庁資料を基に当委員会作成

口座情報参照契約：家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者が銀行との間で「電子決済等代行業」に係る契約を締結することをいう。

- 家計簿サービス等の提供に当たって必要不可欠である口座情報は、2019年の銀行法の改正に伴い、原則としてAPI接続によって取得することとされた。
- 電子決済等代行業者は、銀行が保有する口座情報を取得するためには、銀行ごとに電子決済等代行業に係る契約を締結する必要がある。
- 90%の電子決済等代行業者が口座情報参照契約の締結を希望し交渉した銀行のうち80%以上と契約締結できたと回答。

## 銀行と電子決済等代行業者間の口座情報参照契約に係る契約条件



- 銀行と電子決済等代行業者間の口座情報参照契約は1年更新であることが多い。
- 電子決済等代行業者が銀行に支払う参照系API接続料は銀行によってそれぞれであるが、事業戦略上、参照系API接続料を無料としたり減免している銀行もある。
- 一部の銀行と電子決済等代行業者は、契約条件見直し交渉を実施しており、交渉の結果、参照系API接続料が値上げされたものの、値上げの根拠について銀行からの説明が具体的ではなかったと考えている電子決済等代行業者もあった。
- 参照系API接続料は、銀行と電子決済等代行業者間の個別の交渉によって決定されており、電子決済等代行業者は、自身が銀行に支払っている参照系API接続料が他の電子決済等代行業者と比べて不当に高額な水準になっているか等を確認することが困難。

## 銀行と電子決済等代行業者間の口座情報参照契約に係る契約条件（ヒアリング結果）

- 電子決済等代行業者が銀行に支払う参照系API接続料について



電子決済等代行業者との協業により、当行の利用者の利便性を向上させ、より良いサービスを提供するため、参照系API接続料を無料にしている。（銀行A）

参照系API接続料は電子決済等代行業者に対するサービスの対価と捉えている。その上で、初期費用はサービス導入の対価、従量費用は参照系API接続を通じた当行のシステムへのアクセスの対価である。（銀行B）

- 契約条件の見直し交渉について

銀行の担当者はすぐに代わるので、オープンバンキングという銀行法改正の趣旨を知らずに契約内容の見直しを求めてくることがある。（電子決済等代行業者A）



銀行法等改正法で定められた期限が迫っていたことから細かい経済条件を決める前に仮の口座情報参照契約を締結した電子決済等代行業者もいた。そのような電子決済等代行業者とは先方の言い値で仮契約を締結してしまったので、それを解消するために定期的な契約交渉を行っている。（銀行C）

- 参照系API接続料の課金方法について

半分以上の銀行において、参照系API接続料が従量課金制になっているが、このような料金体系だとせいぜい月数回程度しか銀行のデータを拾うことができない。月数回という数字は、家計簿サービスならともかく、会計サービスにおいては適切ではない。（電子決済等代行業者B）



- 参照系APIの接続条件に係る状況について

銀行から得た口座情報を他の銀行に提供しようとする、銀行から高額な参照系API接続料を求められることがある。（電子決済等代行業者C）

電子決済等代行業者側には自社が不当な取扱いを受けているかどうかを確認する手段がなく、銀行法の差別取扱いの規定をどう担保するのが重要である。（電子決済等代行業者D）



## 電子決済代行業者による口座情報へのアクセスの確保

### 競争政策上の考え方

- 家計簿サービス等における電子決済等代行業者による口座情報へのアクセス自体はおおむね確保されていることを確認
- 参照系API接続により多様な情報が取得できるようになることで、新たなサービスの開発につながり、新規事業者の参入が進むことや利用者の利便性が向上することが期待されることから、セキュリティの確保に配慮しつつ、銀行が保有する預金口座等の情報が広く利用されることが重要。
- 銀行は、利用者のニーズや、コスト負担等を踏まえつつ、必要に応じ、参照系API接続により取得できる情報の範囲を拡大する（例：住宅ローン、外貨預金の情報も加える）ことが望ましい。

## 口座情報参照契約に係る契約条件の見直し等

### 独占禁止法上の考え方

- 銀行の取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している場合に、銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ（優越的地位の濫用）。

### 競争政策上の考え方

- 銀行は、電子決済等代行業者に対する独占禁止法違反を未然に防止する観点から、参照系API接続料の値上げ等の取引条件の不利益変更を行う場合には、その理由について、電子決済等代行業者に対し、十分な説明を行うことが望ましい。
- 家計簿サービス等分野におけるイノベーションの促進や利用者の利便性の向上、事業者の新規参入を促す観点からは、電子決済等代行業者が、将来銀行に支払う参照系API接続料について予見しやすくなるよう、銀行において、業務の安定性や持続性が確保される範囲で、自行の参照系API接続料に係る標準料金体系を策定し、電子決済等代行業者から求めがあった場合には、適用する参照系API接続料の合理性について説明することが望ましい。

## 参照系APIの接続条件

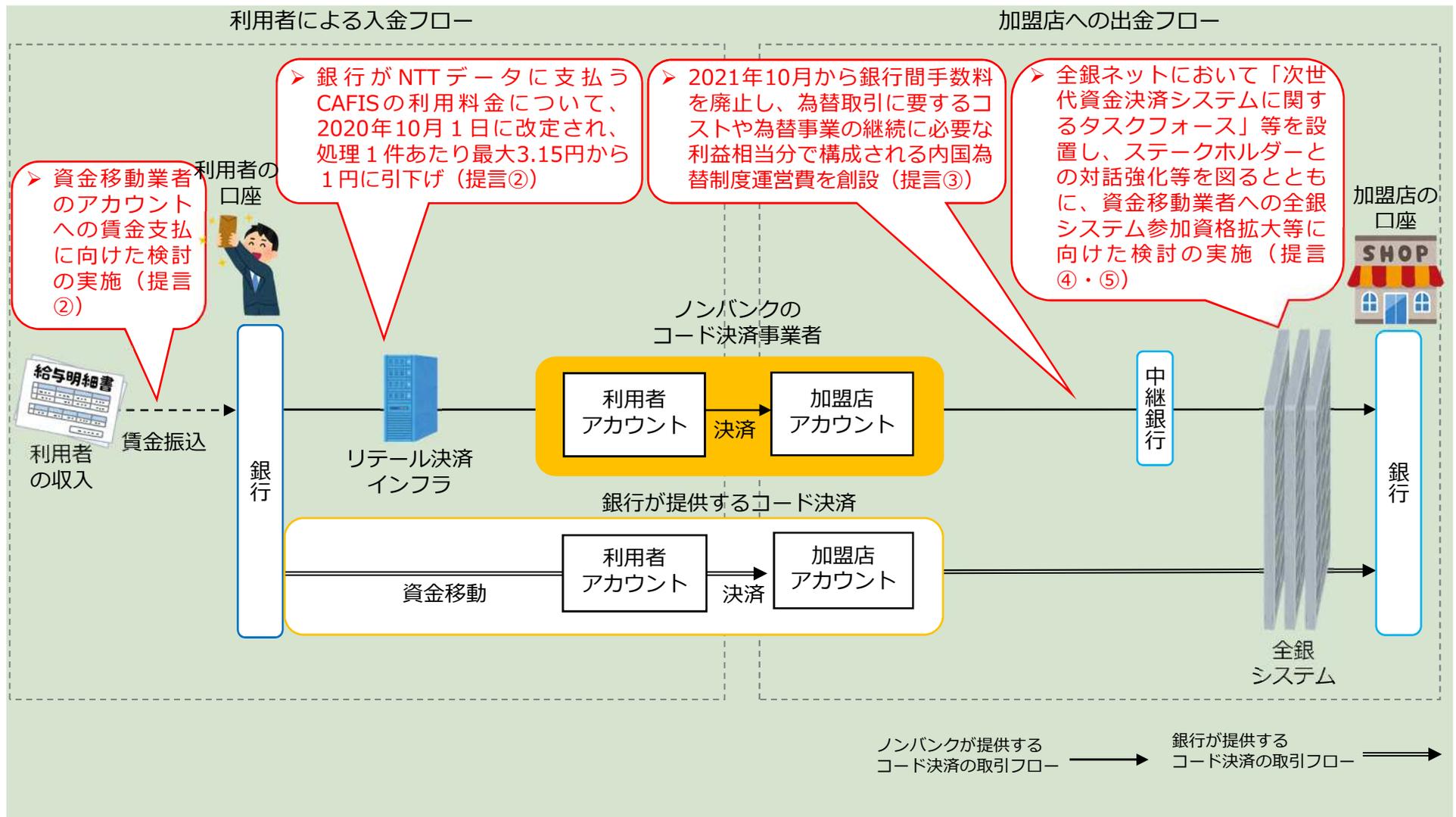
### 独占禁止法上の考え方

- 銀行自身が家計簿サービス等を提供する場合において、市場において有力な銀行が、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者に対し、取引を拒絶する、接続料の水準を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げる、銀行から取得した情報の取扱いを制限するなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれ（単独の直接取引拒絶、取引妨害）。
- 家計簿サービス等の提供を行っていない場合であっても、市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、一部の電子決済等代行業者に対してのみ、他の電子決済等代行業者と比べて、高額な水準の参照系API接続料での接続を求める、銀行から取得した情報の取扱いを制限するなど、同一の役務に係る価格やその他の取引条件等について差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ（差別対価、差別取扱い）。

### 競争政策上の考え方

- 関係省庁においては、必要に応じて、継続的なモニタリングを通じて、不当に差別的な取扱いが行われていないことの検証を行うことが適当。

利用者・加盟店の入出金フロー（前回調査以降の環境変化）



利用者による入金フロー（チャージ等取引）

リテール決済インフラの利用料金の設定等

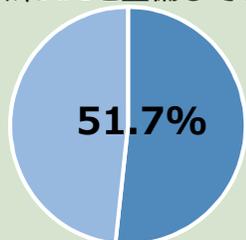
利用している勘定系システムへの接続方法



➤ リテール決済インフラとして、リアルタイム口座振替サービス、即時決済ゲートウェイサービスのほか、前回調査以降、即時口座決済サービスやBank Pay等が利用可能になっている。しかし、現状では依然としてCAFISが事実上必要不可欠なインフラであることに変わりはない。

➤ 2020年10月からCAFIS料金の値下げが行われたが、AML（アンチマネーロンダリング）対策費やセキュリティコストの上昇等の理由により、銀行がノンバンクのコード決済事業者に請求する接続料には、必ずしもCAFIS利用料金の値下げが反映されていない。

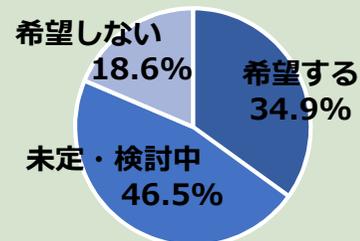
既に更新系APIを整備している銀行



➤ 半数以上の銀行がCAFISへの競争圧力となる更新系APIを既に整備していると回答しているが、銀行間で更新系APIの仕様が統一されていない、銀行が整備している更新系APIとノンバンクのコード決済事業者等が求める機能のニーズが一致していない等の理由で、更新系APIによる接続は大きくは進展していない。

資金移動業者のアカウントへの賃金支払

自社アカウントへの賃金支払を希望する資金移動業者



➤ 資金移動業者の口座への賃金支払を可能とすることを内容とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令が2022年11月28日に公布され、2023年4月1日から施行されることとなった。

利用者による入金フロー（ヒアリング結果）

- 銀行がノンバンクのコード決済事業者に請求する接続料について



CAFIS利用料金の値下げは当行のコスト削減に資するものではあるが、それと同じくらいAMLのコストやモニタリングコストが上がっているため、接続料を値下げすることは難しい。特にAML対策費等の決済インフラ維持のためのコストは、CAFIS利用料金の値下げ分を打ち消すくらい上昇している。（銀行D）

デジタル化を進めキャッシュレス推進に寄与するため、CAFIS利用料金の値下げ分は全てノンバンクのコード決済事業者に還元している。（銀行E）

ある銀行はCAFIS利用料金値下げ分の値下げを、先方から申し出てくれた。その他の銀行からはそういった申し出はない。（ノンバンクのコード決済事業者A）



- 更新系APIのニーズ・整備状況について



更新系APIの仕様が銀行間で統一されていないので、ある程度仕様を揃えないとノンバンクのコード決済事業者が更新系APIによる接続をする際の負担は大きいと思う。（銀行F）

CAFISと比較すれば開発コストが削減できる可能性があり、1回の開発で複数行と接続できれば開発期間を短縮できる可能性がある。（ノンバンクのコード決済事業者B）



- 資金移動業者のアカウントへの貸金支払について

チャージの過程が省略されるため、資金移動業者としては、銀行等に支払っているコストを低減させることが可能になる。（資金移動業者A）



2年経過後を目途に課題の有無の検証を開始することになっているが、その際には利用者が本当に求めている規制なのかという点からも検証することが必要だと思う。（事業者団体A）

## 競争政策上の考え方

## ＜リテール決済インフラの利用料金の設定状況＞

- NTTデータは、CAFISを経由するチャージ等取引のボリュームの増加に伴い、2020年10月からCAFIS利用料金を1件あたり最大3.15円から1円に引き下げた。
- ノンバンクのコード決済事業者にとって、CAFIS以外のリテール決済インフラに切り替えるためにはシステム開発費等の初期費用がかかることなどから、現状では依然としてCAFISは事実上必要不可欠なインフラであることには変わらない。
  - ⇒ CAFIS利用料金の値下げは、キャッシュレス決済の普及促進に資するものと評価できる。
  - ⇒ 一方で、銀行に生じているAML対策費の上昇等により、必ずしもCAFIS利用料金の値下げ分と同程度に、銀行がノンバンクのコード決済事業者に請求する接続料の値下げが行われていない。また、ノンバンクのコード決済事業者は、チャージ等取引において銀行に生じるコストに関する銀行の説明が不十分であると感じている。
  - ⇒ 銀行は、ノンバンクのコード決済事業者との取引に関して自行に生じるコストを接続料に反映させる場合、ノンバンクのコード決済事業者に対して接続料の根拠を説明することが望ましい。

## ＜更新系APIの活用＞

- CAFISと比較すれば開発コストが削減できる可能性があること等の理由により、更新系APIの活用に係るニーズはあるものの、更新系APIの仕様が統一されていない、銀行が整備している更新系APIの機能とノンバンクのコード決済事業者等が利用したいと考えている更新系APIの機能のニーズが一致していないことなどから、更新系APIによる接続は大きくは進んでいない。
  - ⇒ 関係団体の取組等による更新系APIの仕様統一に向けた検討の場の設置、銀行自身が整備している更新系APIのラインナップの公開、各行における更新系API接続の担当部門の明確化、ノンバンクのコード決済事業者等における更新系APIのニーズの把握、更新系APIに係る銀行とノンバンクのコード決済事業者等のニーズをマッチングするための仕組みの整備・活用といった取組が行われることが望ましい。

## ＜資金移動業者のアカウントへの賃金支払＞

- 2023年4月1日に労働基準法施行規則改正省令が施行され、資金移動業者のアカウントへの賃金支払いが可能になれば、利用者の利便性向上にも好ましい影響が生じると考えられる。
  - ⇒ ノンバンクのコード決済事業者においては、利用者のニーズ等を踏まえながら、相互運用性の確保の観点から、必要な検討を行うことが望ましい。
- ※ 資金移動業者のアカウントへの賃金支払いが可能になった際、銀行と資金移動業者の規制体系の違いを考慮してもなお、コード決済提供銀行とノンバンクのコード決済事業者との間で競争条件のイコールフットイングが確保されていない場合には、資金移動業者の参入が進まない等の課題が生じる可能性がある。
  - ⇒ 関係省庁においては、資金移動業者のアカウントへの賃金支払いを希望する利用者のニーズを把握し、課題が生じた場合には、課題解決に向けた取組を進めることが適当。また、公正取引委員会としても、引き続き状況を注視する。

## 加盟店への出金フロー（振込取引）

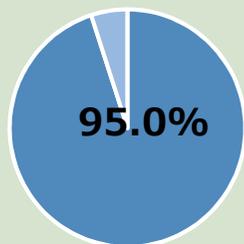
「銀行間手数料」と「内国為替制度運営費」

	銀行間手数料 (2021年9月まで)	内国為替制度運営費 (2021年10月から)
3万円未満	117円(税抜)	62円(税抜)
3万円以上	162円(税抜)	

価格引下げ・一本化

- 全銀ネットは2021年10月1日から銀行間手数料を廃止し、「内国為替制度運営費」を創設し、その額を被仕向対応コストとして50円、為替事業利益相当分として12円の総計62円とした。

内国為替制度運営費が創設されたことを理由とする振込手数料の値下げを行った銀行

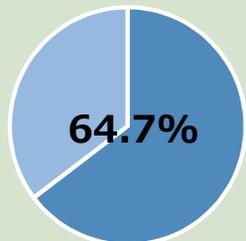


振込方法別の振込手数料の値下げ状況

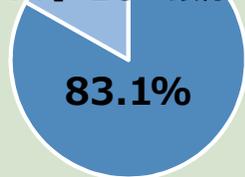
	IB	ATM	窓口
10円未満	1	2	3
10円以上 50円未満	0	0	0
50円以上	75	35	40
その他	36	70	64

- ほとんどの銀行では振込手数料を値下げするとともに、その値下げ幅も銀行間手数料と内国為替制度運営費の差額が反映されたものとなっていることがうかがえる。

振込金額により振込手数料を区分している銀行



振込手数料を区分している理由が「銀行間手数料が適用されていた頃からの区分をそのまま適用しているため」とした銀行



- 振込手数料区分を銀行間手数料が用いられていた頃から見直す検討をせず存置することは、振込手数料の高止まりにつながる可能性があり、ノンバンクのコード決済事業者等の出金コストの低廉化の障害等になり得るおそれ。

## 競争政策上の考え方

- 銀行においては、銀行間手数料が適用されていた頃からの慣習に基づき合理的理由なく振込手数料の区分を維持している場合には、振込手数料を統一することで生じるシステム改修コスト、顧客への影響等を十分に勘案しつつ、現状の見直しの検討を行うべきである。

### 全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保に向けた取組

- 全銀ネットに「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等を設置。
- 各ステークホルダーとの対話の強化、為替取引1件当たりコストや、全銀システム参加に関するコストの分担方法・負担例の対外公表、内国為替制度運営費の水準や算定方法等の対外公表による情報発信の強化、全銀システム参加者との連携強化に積極的に取り組んでいると評価できる。

### 競争政策上の考え方

- 全銀ネットにおいては、今後も、ガバナンス体制の維持や、取引の透明性確保に向けた取組を継続することが期待される。

## 提言⑤：資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討

### 資金決済システムへの資金移動業者のアクセス開放に向けた検討

- 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等において、資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大等の実現に向けた制度やシステム面について議論し、2022年9月15日に全銀システム参加資格拡大の決定について公表、同年10月7日から参加資格を拡大。
- APIゲートウェイによる接続を2025年から2026年中に開始し、APIゲートウェイの接続に係る費用負担について、決済数を基にした受益者負担を原則として、銀行を含む全ての参加者が負担する方針を2023年1月に示した。

### 競争政策上の考え方

- 全銀ネットの取組は、銀行と資金移動業者間における競争条件のイコールフットイングの確保や相互運用性の拡充につながるものであり、コード決済を提供する事業者間の競争の促進に資するものと評価できる。
- 銀行と資金移動業者間における競争条件のイコールフットイングの確保及びシステムの安全性等を前提に、今後も必要に応じて、利便性の向上に資する運用方法等の見直しを行っていくことが望ましい。
- 資金移動業者については、今後のAPIゲートウェイによる接続方式の開始も踏まえ、全銀システムへの参加に向けた検討が進むことが期待される。
- 公正取引委員会としても、引き続き状況を注視していく。

国・地域	制度概要
<p>EU</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2015年11月に成立した第2次決済サービス指令によって、欧州経済領域（EEA）域内における銀行とフィンテック企業間の口座情報の取得に係る取引を含む決済サービスの規制枠組みを整備。</li> <li>● 利用者からの指示を受けて口座情報にアクセスする口座情報サービス提供者（AISP）や決済指図伝達サービス提供者（PISP）等を含む決済サービス提供者（PSP）からのアクセスについて、銀行は制限や事業者間の差別を行ってはならず、当該サービス提供者に対してアクセスの対価を請求してはならない。</li> </ul>
<p>英国</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 英国競争・市場庁は、大手銀行9行に対し、オープンAPIの共通規格を導入し、銀行が保有する個人当座預金及び企業当座預金の情報を第三者機関（TPP）に無償で開放することを求める命令を2017年2月に発出。</li> <li>● 大手銀行9行に対し、自らの出資のもと、オープンAPIやデータフォーマットに関する技術標準の開発、強力な顧客認証（SCA）の実装方法に関するガイドラインの作成等を担うオープンバンキング実施機構（OBIE）の設立を義務付け。</li> </ul>
<p>オーストラリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争・消費者委員会が所管する競争消費者法において、消費者が自身のデータにアクセスしコントロールすることを可能とし、消費者の製品やサービスの比較・切替能力を向上させることを目的として、消費者のデータに関する権利（CDR）を2020年7月に導入。</li> <li>● 消費者のデータを保有するデータ保有者が、消費者又は消費者の指示を受けた認定データ受領者からデータ開示の要求を受けた場合に無償かつ標準化されたAPIの規格に準拠した方法によりデータを提供するオンラインサービスを整備することを義務付け。</li> </ul>
<p>米国</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TPPによる銀行口座へのアクセスを直接的に規制する法制度は存在しない。</li> <li>● 米国では、データアグリゲーターと呼ばれるフィンテック企業が銀行とTPP間の接続を仲介する形式が主流となっており、データアグリゲーターが複数の銀行及びTPPと契約を締結し、APIを通じて両者の接続をシームレスに繋ぐ環境を提供している。</li> <li>● 金融データ交換機構（FDX）において金融データにアクセスするための技術標準の策定が進展。</li> </ul>

## 諸外国の制度及び取引状況を踏まえた示唆

- 諸外国では、消費者のデータ所有権は消費者自身にあるとの考え方の下、消費者が自身のデータにアクセスする権利を法律において明確化。
- また、銀行及びフィンテック企業間の円滑なコミュニケーションの場の確保により両者の連携が促進。
  - ⇒ フィンテック分野におけるイノベーションの創出・促進に寄与
  - ⇒ 我が国においても本報告書で示した諸外国の制度等を参考とした取組を検討することが考えられる。

## 公正取引委員会の今後の取組

- ◆ 我が国における家計簿サービス等の利用者やコード決済の決済額等は増加傾向にあり、今後も増えていくことが予想される。そのため、家計簿サービス等やコード決済等のキャッシュレス決済を取り巻く市場において公正かつ自由な競争が行われることの重要性は、今後も増していくこととなると考えられる。
- ◆ 公正取引委員会としては、銀行、電子決済等代行業者及びノンバンクのコード決済事業者その他関係事業者等において、本報告書の内容も踏まえて、引き続き競争促進的な取組が行われていくことにより、消費者利益の向上が図られることを期待している。
- ◆ また、公正取引委員会は、引き続き、銀行と電子決済等代行業者及び銀行とノンバンクのコード決済事業者との間の取引等を注視し、更なるフォローアップを行い、競争政策上の観点から提言を行っていく。また、今回は明確な事例は確認できなかったが、今後、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には、厳正・的確に対処していく。

